

## 1 業務名

令和8年度不妊治療等広報委託業務

## 2 目的

若い世代が自分の将来を展望する際に、性や妊娠・出産に関して、正しい知識を得たり、相談する場所・手段については、必ずしも広く知られていない。また、高校生や20歳代、具体的に妊娠を考えている方など、対象によって、必要とする情報が異なっている。そのため、対象に合わせた性や妊娠等に関する正しい知識の普及を図り、健康づくりを促す「プレコンセプションケア」を推進する必要がある。

また、近年、不妊治療（生殖補助医療）により誕生する出生児の割合は増加傾向にあるものの、令和5年度の国の調査では4人に1人が不妊治療と仕事が両立できなかったと回答しており、不妊治療と仕事の両立支援も重要になっている。

本業務では、10～30歳代の男女に「プレコンセプションケア」に関する正しい知識を普及するとともに、不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発を行い不妊治療を受けやすい環境を整えることを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 委託業務内容

### (1) SNSを活用した啓発

#### ア 周知・啓発方法

- ・令和7年度に県が作成した広告動画（15秒）を、InstagramやX等のSNS及びYoutube広告等、若者（特に10代）が目にする媒体での周知を実施すること。また、広告動画から県で指定するホームページに誘導するような仕掛けを行うこと。

#### イ 配信期間

契約締結の日～令和9年3月までの6ヶ月間

なお、配信開始日を変更する場合には、高知県と受託者にて協議のうえ、配信開始日を決定する。また、配信期間について6ヶ月を目安とするが、高知県と受託者にて協議のうえ、閲覧数によっては期間の短縮・延長が行えるものとする。

#### ウ ターゲット層

高知県在住の10代～30代の男女

#### エ 内容

「プレコンセプションケア」について興味を持つきっかけ作りになるようなもの。

#### オ 広告出稿・配信管理業務

広告費が効果的に消費されるよう、日々のチューニング管理を行うこと。

また、掲載する広告は、本業務による目指す姿（※）の達成が可能となるよう、合計クリック数や最低閲覧回数目標値を高知県と受託者の協議のうえで設定することとするが、受託者においては、目指す姿に見合う適切な目標値を算出し、事前に提案すること。

#### ※本業務による目指す姿

県下全域のターゲット層（約17万人）が「プレコンセプションケア」という概念を知り、それに関する知識を適切に身につけることができる状態を目指す。

### (2) 啓発用資材の作成

令和7年度に県が作成したプレコンセプションケア及び不妊治療と仕事の両立についての資料のデータを用いて、資料の増刷を行うこと。なお、資料のAi データ及びPDF データは提供するが、軽微な修正にかかる費用は委託料に含めるものとする。

	①プレコンセプションケア		②不妊治療と仕事の両立支援
	リーフレット	チラシ	リーフレット
規格	A4 三つ折り・両面フルカラー	A4・両面フルカラー	A4 三つ折り・両面フルカラー
印刷部数	3,000 部	4,000 部	500 部
納入期限	県が別途指定する		
納品場所	高知県子ども・福祉政策部子育て支援課		

### (3) 大学等と連携した啓発

県内の大学または専門学校の学祭等でプレコンセプションケアに関するブースを設けるとともに、啓発を行うためのノベルティ（200 円程度/人）を 500 個作成すること。なお、ノベルティはプレコンセプションケアに関する内容のもので、大学生等に興味を持ってもらえる内容にすること。

## 5 成果品の納品について

### (1) 納入物

- ア 業務完了報告書
- イ 配信報告書

広告配信サービスごと並びに掲載広告ごとの掲載実績（年齢・性別・地域別）及び総合的な分析状況の報告書を作成・提出すること。

- ウ 啓発用紙材（リーフレット・チラシ）の Ai データ及び PDF データが保存された電子媒体（CD-R 等）1 部

### (2) 納入期限

令和9年3月31日

### (3) 納品場所

高知県子ども・福祉政策部子育て支援課

## 6 その他

- ・業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、県との緊密な連携のもと迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること。
- ・本業務で制作した成果物及び成果物のために収録された音声、映像・画像素材等の著作権等の権利は、県に帰属し、受託者は著作権人格権を行使しないものとする。また、その対価は委託金額に含まれるものとする。
- ・委託期間に関わらず、今後、成果物及び成果物のために収録された音声、映像・画像等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者による協議のうえ定めるものとする。
- ・その他の条件は、県と受託者の協議により定めた事項に基づくものとする。